

令和2年度第2回 沖縄県地域訓練協議会 説明資料

令和3年3月5日（金）
沖縄労働局 職業安定部 訓練室

I 令和2年度第1回沖縄県地域訓練協議会（11月開催）の議題

- 1 令和3年度実施予定の求職者支援訓練に係る基礎コース、実践コースの訓練認定枠の配分割合について
基礎コース：実践コース＝50：50とする。
- 2 実践コースの各分野における訓練定員枠の設定及びその配分割合について
分野：割合＝[IT：5%] [営業・販売・事務：50%]
[医療事務：5%] [介護・医療・福祉：10%]
[その他の地域ニーズ：30%] とする。

II 令和2年度第2回沖縄県地域訓練協議会（3月開催）の議題

- 1 令和3年度における沖縄県地域職業訓練実施計画の策定について
[別添資料5]

主なポイント

(1) 令和3年度の公的職業訓練の対象者数等について

※ () 内は令和2年度の計画数

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） …… 2,002人（2,050人 ▲2.3%）
 - 施設内訓練 638人〔 (沖縄県)166人 (166人 ±0.0%)
 - (機 構)472人 (456人 +3.5%)
 - 委託訓練 1,364人 (1,428人 ▲4.4%)
- ・ 公共職業訓練（在職者訓練） …… 631人（551人 +14.5%）
 - (沖縄県) 75人 (75人 ±0.0%)
 - (機 構) 180人 (140人 +28.5%)
 - (大学校) 376人 (336人 +11.9%)
- ・ 公共職業訓練（学卒者訓練） …… 290人（290人 ±0.0%）
 - 専門課程 130人 (130人 ±0.0%)
 - 応用課程 60人 (60人 ±0.0%)
 - 普通課程 100人 (100人 ±0.0%)
- ・ 障害者等に対する公共職業訓練 …… 160人（153人 +4.5%）
 - 委託訓練 111人 (104人 +6.7%)
 - 施設内訓練 49人 (49人 ±0.0%)
- ・ 求職者支援訓練 …………… 1,130人（1,090人 +3.6%）
 - 基礎コース 565人 (545人 +3.6%)
 - 実践コース 565人 (545人 +3.6%)

(2) 令和3年度の就職率の目標設定について

・ 公共職業訓練（離職者訓練）

施設内訓練 80%以上（前年度と同率）

※令和2年9月末までに終了したコースの訓練修了後3ヶ月後の就職率は83.9%

委託訓練 75%以上（前年度と同率）

※令和2年8月末までに終了したコースの訓練修了後3ヶ月後の就職率は80.0%

・ 求職者支援訓練 ※雇用保険適用就職率

基礎コース 58%以上（前年度58%）

実践コース 63%以上（前年度63%）

※令和2年5月末までに終了したコースの訓練修了後3ヶ月後の就職率は、
基礎コースが52.6%、実践コースが83.3%

(3) 求職者支援制度の見直しについて

1. 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令について
2. 雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援パッケージ

① 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者について、介護分野等への再就職・定着を支援するため、介護分野等の求職者支援訓練において、一定の要件を満たす場合に、認定職業訓練実施基本奨励金の上乗せ（1人当たり1万円）を行う特例措置を設ける。【令和3年度末までの時限措置】

改正内容

現行

認定職業訓練を適切に行った者に対して、訓練区分に応じて、受講者1人につき1月当たり、以下に掲げる金額を認定職業訓練実施基本奨励金として支給する。
基礎コース：6万円 / 実践コース：5万円



改正後

認定職業訓練を適切に行った者に対して、訓練区分に応じて、受講者1人につき1月当たり、以下に掲げる金額を認定職業訓練実施基本奨励金として支給する。
基礎コース：6万円 / 実践コース：5万円
介護分野及び障害福祉分野に係る訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定める訓練（※）を施行の日から令和4年3月31日までの間に開始した場合には、単価を以下に掲げる金額とする。
基礎コース：7万円 / 実践コース：6万円

施行の日より前に認定を受けた求職者支援訓練についても、一定の要件を満たす場合に、特例措置の対象とする。

（※）企業実習・職場見学・職場体験のいずれかを実施する。

② 情報通信技術の発達・普及や新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、求職者支援訓練において、オンラインによる訓練が実施可能となるよう改正を行う。

改正内容

現行

通所の方法によって行うこと。



改正後

通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

- ・実践コースにおいて実施するものであること
- ・通所による訓練の時間を総訓練時間の40%以上確保すること

③ 求職者支援訓練の認定申請を促進するため、求職者支援訓練の認定基準のうち、訓練実施機関の要件について改正を行う。

下記2及び3の改正により、認定が受けられなくなってから5年が経過する訓練実施機関は、その他の認定基準を満たせば認定を受けることが可能となる。

1. 訓練実施実績の要件の緩和

現行

認定を受けようとする職業訓練（申請職業訓練）の開始日から遡って3年間において、申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練（※）を適切に行った実績が必要。
（※）求職者支援訓練以外の訓練を含む。



改正後

認定を受けようとする職業訓練（申請職業訓練）の開始日から遡って3年間において、申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行った実績が必要。
3年より前に申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の求職者支援訓練を適切に行った実績がある場合も認定可能とする。【令和3年度末までの時限措置】

2. 就職率に関する認定基準の緩和

現行

過去に同一都道府県において同一の訓練分野の求職者支援訓練を実施したことがある場合、連続する3年間のうちに、2コース以上について就職率が基準を下回ったときは、1年間、同一都道府県で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。
1年間経過後、再び上記に該当した場合は、以後、同一都道府県で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。
<基準となる就職率：基礎コース30%、実践コース35%>



改正後

過去に同一都道府県において同一の訓練分野の求職者支援訓練を実施したことがある場合、連続する3年間のうちに、2コース以上について就職率が基準を下回ったときは、1年間、同一都道府県で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。
1年間経過後、再び上記に該当した場合は、5年間、同一都道府県で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。
<基準となる就職率：基礎コース30%、実践コース35%>

3. 就職状況報告書回収率に関する認定基準の緩和

現行

過去に同一の訓練分野の求職者支援訓練を実施したことがある場合、連続する3年間のうちに、2コース以上について修了者等の就職状況に係る報告の回収率が80%を下回ったときは、以後、全国で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。



改正後

過去に同一の訓練分野の求職者支援訓練を実施したことがある場合、連続する3年間のうちに、2コース以上について修了者等の就職状況に係る報告の回収率が80%を下回ったときは、5年間、全国で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。

④ 新たな雇用・訓練パッケージ（仕事と訓練受講の両立）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結びつけられるよう支援。

1. 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置の導入（9月末までの時限措置）

現行

月收入8万円以下

※「収入」とは、税引前の給与（賞与含）、事業収入、役員報酬、不動産賃貸収入、各種年金、仕送り、養育費その他全般の収入。



措置内容

シフト制で働く方等は月収12万円以下に引き下げ

※シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（8万円以下である場合に限る）の合計が12万円以下である場合に支給。

※収入には特定の用途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれない。

2. 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和（9月末までの時限措置）

現行

全ての訓練実施日に出席していること。

※「やむを得ない理由」がある場合でも、支給単位期間ごとに8割以上の出席が必要。



措置内容

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする。

※「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の2割まで認められる）。

3. 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化（令和4年3月末までの時限措置）

現
行

- ・ 求職者支援訓練

訓練期間：2か月から6か月。
訓練時間：標準月100時間。
オンライン訓練：通所による訓練を
総訓練時間の40%
以上実施、実技は不可。

- ・ 公共職業訓練

訓練期間：標準3か月。
訓練時間：標準月100時間。
オンライン訓練：実技は不可。



措
置
内
容

- ・ 求職者支援訓練

訓練期間：2週間から6か月に緩和。
訓練時間：月60時間以上に緩和。
オンライン訓練：通所による訓練を総訓
練時間の20%以上に
緩和。実技も可。

- ・ 公共職業訓練

訓練期間：1か月から2か月の訓練
を創設。
訓練時間：月60時間以上に緩和。
オンライン訓練：実技も可。

雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護分野^(注)における人材確保を支援するため、

- ・ ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
 - ・ 介護分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ
 - ・ 福祉人材センター等による介護分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設
- 等を実施する。

(注)介護分野には、障害福祉分野も含む。



資格(※)
取得支援

就職支援
(出口)



訓練委託費等を
1人当たり
月1万円増額

公共職業訓練



訓練費用: 無料
生活支援: 雇用保険の基本手当

ハロー
ワーク



職場見学
職場体験



求職者・
施設双方
にメリット

福祉人材
センター

都道府県(福祉人材
センター等)による
貸付金20万円

※訓練修了者への介護
職就職支援金の貸付
※介護分野に就職し、2
年間、継続して従事
した場合、返済免除

求職者支援訓練



訓練費用: 無料
生活支援: 職業訓練受講給付金
(10万円/月)

ハロー
ワーク

・介護分野の
魅力発信等



【取組例】介護の仕事セミナー

・キャリアコン
サルティング
・受講あっせん

求職者

雇用保険受給者

雇用保
険を受給でき
ない方
フリーランス等

※介護職員初任者研修(130時間)や介護福祉士
実務者研修(450時間)等の実施を想定。
訓練期間は2~6か月程度となる見込み。

訓練機関と福祉人材センター
(社会福祉協議会)やハローワーク
との連携により開拓